

# 財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が有する個人情報につき、サービスセンターの個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもので、サービスセンターが管理する文面、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されるもの若しくは記録されたものをいう。

### (サービスセンターの責務)

第3条 サービスセンターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 個人情報の取得

### (取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を特定して明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

### (特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第5条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報を取得してはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、民族に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に社会的差別の原因となる事項

### (取得の手續)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合は、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出で、承認を得るものとする。

### (収集の制限)

第7条 サービスセンターは、個人情報を取得するときは、取得目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、健康、身体又は財産保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。

( 5 ) 前 4 号にかかげるものほか、公益上必要があるとサービスセンターが認めるとき。

### 第 3 章 個人情報の利用

( 個人情報の利用の原則 )

第 8 条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

( 個人情報の目的外利用の制限 )

第 9 条 サービスセンターは、個人情報を取得した目的の範囲を超えて利用し、又はサービスセンター以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

( 1 ) 本人の同意があるとき。

( 2 ) 法令の定めがあるとき。

( 3 ) 個人の生命、健康、身体又は財産保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、公益上必要があるとサービスセンターが認めるとき。

( 個人情報の取扱い等の委託 )

第 10 条 サービスセンターは個人情報取扱い事務の処理をサービスセンター以外の者に委託するときは、個人情報保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けたものは、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、その受託事務に関して得た個人情報を漏らしてはならない。

### 第 4 章 個人情報の第三者提供

( 個人情報の第三者提供の原則 )

第 11 条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

### 第 5 章 個人情報の管理

( 個人情報の管理の原則 )

第 12 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

( 個人情報の適正管理 )

第 13 条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を応じるものとする。

### 第 6 章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

( 自己の個人情報に関する本人の権利 )

第 14 条 本人から自己の個人情報についての開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、これについて本人から訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずることとし、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該本人に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第15条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

## 第7章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続)

第16条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第8章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第17条 理事長は、個人情報保護管理者を任命し、サービスセンターにおける個人情報の管理業務を行わせるものとする。

(教育)

第18条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練をおこなうものとする。

(苦情及び相談)

第19条 サービスセンターは、個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努力するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にサービスセンターが行った個人情報の収集等は、この規程の規定により行われたものとみなす。

# 外部委託管理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンターが有する個人情報の取扱いを第三者に委託する場合につき、サービスセンター個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

(適用範囲)

第2条 本規程は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合に適用する。

## 第2章 外部委託の手続

(個人情報保護管理者の承認)

第3条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託作業責任者は、事前に、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

2 個人情報保護管理者は、委託先の個人情報の管理体制につき調査し、所定の水準に達していると認められなければ、前項の承認をしてはならない。

(基本契約および秘密保持契約の締結)

第4条 前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを委託する場合には、事前に、委託契約および秘密保持契約を締結しなければならない。

2 委託先との契約に際しては、委託の内容並びに範囲及びとるべき個人情報の安全管理体制などを明確かつ具体的に定めなければならない。

## 第3章 委託先に対する監督

(委託先に対する監督)

第5条 個人情報保護管理者は、定期的に委託先を調査し、これを監督しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、委託先が契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

## 秘 密 保 持 契 約 書

委託者 財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター(以下「甲」という)と受託者  
株式会社(以下「乙」という)は、甲乙間において締結した平成××年××月××  
日付業務委託契約(以下「原契約」という)に基づき、次のとおり秘密保持契約を締結する。

### (目的)

第1条 本契約は、乙が原契約締結に伴い知りまたは知り得た甲の秘密情報を保持するた  
めに締結されるものである。

### (秘密情報)

第2条 本契約において秘密情報とは、下記の内容を含む情報であり、文書、音声、写真、  
映像および電子媒体等記録の形式を問わない。

- (1) 甲の事業活動に有用な技術上又は業務上の情報であって、公然と知られていないも  
の
- (2) 甲が事業活動を遂行する上で知り得た情報のうち、特定の個人または法人を識別す  
ることが出来る情報

### (秘密保持義務)

第3条 乙は、前項に定める秘密情報を第三者に開示してはならない。

### (秘密情報の取扱い)

第4条 乙は、原契約に定める利用目的の範囲内でのみ秘密情報を使用するものとする。

2 乙は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取扱わせてはならない。

3 乙は、所定の区域においてのみ秘密情報を取扱うものとする。

### (秘密情報の複製および複写)

第5条 乙は、原契約に定める利用目的の範囲でのみ使用し、秘密情報を複製または改変  
してはならない。

### (秘密情報の取扱いの再委託)

第6条 乙は、秘密情報の取扱いを甲の事前の書面による承諾なくして、再委託してはな  
らない。

### (秘密情報の返還および廃棄)

第7条 乙は、原契約の履行が終了した場合は、甲の指示に従い、甲から提供を受けた秘  
密情報およびその複製物のすべてを甲に返還し、または、廃棄しなければならない。

(責任分担)

第8条 乙は、甲の委託を受け、秘密情報の漏えいなどの事故が発生した場合は、速やかにこれを甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

2 乙の故意または過失によって、秘密情報の漏えいなどの事態を生じさせ、これによって甲または乙が、本人から損害賠償の請求を受けた場合は、乙がこれを負担することとし、乙は甲と協力して、本人との対応を誠実に行う。

(期間)

第9条 本契約の契約期間は、原契約に定めるところに従う。ただし、第3条および第7条については、原契約終了後も3年間有効とする。

(解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める条項の一に違反したときは、原契約を解除することができる。

本契約成立のため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙